

第二節 町の商売と人びとの来住

町屋所有の移動

『甲斐国志』によれば、上谷村は二八五戸・一三四六人、下谷村は二四二戸・一五五四人を数える。宝永二年（一七二五）初頭、秋元家中の引き払い谷村の存在基盤を危うくしたかに思えた。確かに、一時期衰退を招いたらしいが、再びよみがえり、この戸口にいたった。その一因は、内部での居住者の隆盛と衰退、移動を抱えながらも、近世初頭以来の来住現象を維持しえたことであろう。

寛文一〇年（一七二七）から寛延四年（一七五二）にかけての一連の新町の町屋敷売券と取替証文は、このうち、町屋敷の移動と分合現象の一旦をうかがわせてくれる（近世Ⅰ九五）。発端は寛文一〇年に、五郎左衛門・与兵衛所持の間口六間の屋敷が市左衛門へ売却されたことである。せり駒代金を捻出するための売却であった。その町屋は間口三間ずつに所有者が変わり、元禄一六年（一七〇三）に、一方の所有者中村喜右衛門が、他方の所有者中村三太郎との間で他地と等価交換し、もとの六間間口にあたる屋敷地すべてを所有した。しかし、喜右衛門は金子の必要から、享保八年（一七三三）に半分の三間間口を伝七・与次右衛門へ売却。さらに同一一年、今木屋清七との間で、清七所有間口二間余間口の屋敷と小判三両で残る三間間口分を交換している。そして寛延四年（一七五二）、今木屋は伝七から間口三間を購入している。これで、再び間口六間の町屋となったことになる。

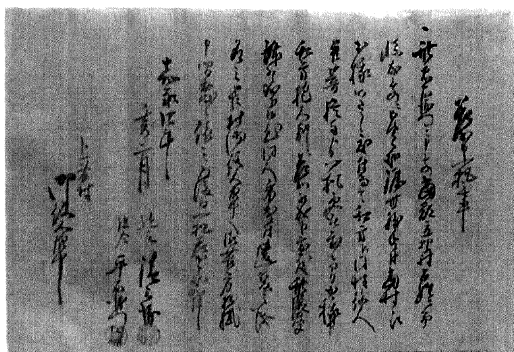
なお、それぞれの時点での物価などを明らかにし得ないため、参考として、屋敷地と土蔵外建物との売却金額のみ記しておこう。寛文一〇年（一七二七）時で、この間口六間の屋敷は江戸金一三両。元禄一六年（一七〇三）の等

価交換された間口三間の屋敷は新町南側にあり、同一三年の購入時で小判二〇両。享保八年（一七三三）時では、間口三間で新小判三〇両。寛延四年（一七五二）では、間口三間で四一兩二分であった。

抱え人別と これは新町内部での移動であったが、別の動向として他地域からの流入現象をみることもできる人びと。その場合、ひとつは町屋敷の購入という方法をとった。例えば享保一六年（一七三三）に、新町塩屋喜左衛門が間口二間四尺五寸、裏は町並みまで畑地付きの地を、座敷一軒とともに、新金二二両で、道志村久保組の善左衛門へ売却している（近世Ⅱ八二）。ただし、この場合は購入者すべてが居住とは限らず、周辺村々の富裕者による町場谷村での屋敷貸し経営の可能性も勘考する必要がある。

そして、ひとつは借家である。これも二分しておく必要がある。そのなかには、購入しないまでも、家中畑ともに往還沿いの屋敷地まるごとを、長年期で賃借する例が見られる。例えば、寛政三年（一七九二）に、新町の清兵衛が所持する早馬町ないの間口三間半の屋敷地を賃借した小明見村の忠蔵は、八年季で、年に七兩二分の契約を交わしている（近世Ⅱ八三）。対して、この例がおそらく多いと思われるが、一年季の店借用層がいた。残されている彼らの借家証文では、それぞれの場所を確定できないため、区域ごとの家賃や賃借条件の時代変遷をみることはできないが、それらの証文がいずれも、引請人による身元保証と家賃支払いの保証で効力を有していることは変わりがない（同八二・八五）。

このほかに、抱え人別の形で受け入れられる人たちがいた（近世Ⅱ八七・八九ほか）。証文では、彼らの来住の理由は当村で出稼ぎいたしたと記される。彼らはこの出稼ぎ期間中、雇用主の責任の元に置かれるため、雇用主の人別のなかに差し加えられる処置が取られたわけである。そのため、雇用主は彼らの出身村から村および旦那寺の送籍状を取り寄せたうえで、抱え人別許可を上谷村、または下谷村役人へ願い出なければならなかった。



嘉永4年(1851) 立野村より上谷村へ出稼に付抱人別証文 (松久保晟一家蔵)

なお、文言中に「年来熟意」の者と記され、抱え人別の元主が雇
用主でない例も見られる(近世Ⅱ九〇)。この場合の抱え人別の元
主は上谷村年寄の肩書を持っているから、そこには谷村内で自他
ともに認められるなんらかの保証が必要であったといえよう。

この抱え人別で処理される出稼ぎ人たちは、先の短期の店借用
層と重なるところがあつたと思われる。嘉永四年(一八五二)、庄三
郎・つう夫婦と彦助・つね夫婦は住居移転により、庄三郎・つう
夫婦は下谷村三光院人別から、彦助・つね夫婦は同村次兵衛人別
から、新住居の長屋持ち主上谷村市十郎の抱え人別となっている
(近世Ⅱ九二)。もちろん、そこには店請証文・村送り状・寺送り
状が用意された。

織物業の存 居住者の入れ替わりがありながらも、ともかく、
在の大きさ このように人々の来住を促してきた要因の一旦

は、「甲州御城代御代官交替記」に収められている下谷村明細帳にもうかがえよう(村明細帳一)。この明細帳の
記載内容は寛政元年(一七九〇)以降のものであるが、そこには、絹問屋として七兵衛・兵左衛門・次兵衛・次五右
衛門の四軒が載せられている。さらに、彼ら四軒の取引先として、江戸の駿河町越後屋、同日本橋の白木屋ほか
計八軒が記されている。

都留郡および谷村における絹織物生産の問題は第六章を参照されたい。ここでは、村明細帳に絹問屋たちが記
されておらず、生産地で集荷して江戸へ送る商人が谷村有力商人として存在していることを確認しておきたい。谷
村が城下町という枠から外れて歴史を刻んでいくとき、頼りとするのは商業活動であり、その核として、在地の
絹織物生産の成果を吸収する商業活動はかなり重要であったと思われる。

株仲間たち 谷村にはまた、都留郡での株仲間を結成する商人層がいた。ひとつは酒造屋である。都留郡の株
数は七軒で、享保二〇年(一七三九)には、うち三軒が谷村の酒造屋であった(近世Ⅱ五七)。酒造屋

仲間、幕府から松本酒・旅酒の流入チェックを求められていたが、夜中密に脇道から入り込むだけでなく、信
州中馬で送り届けられる信州酒に抗すべくもなく、休業や、株の譲渡が繰り返された。天明六年(一七九六)の寛に
よれば(同五八)、上谷村の勘右衛門家は、親の代に花咲村久兵衛の株を譲り受けて操業したが、信州酒流入のた
め三年後の寛延四年(一七九一)から休み、天明五年から再開している。他に比較する史料を持たないが、再開後の
規模は、酒造高一五石で他国売りはなし。使用の桶は大(差渡し五尺・深さ四尺二寸)三本のうち一本、中(三
尺五寸・三尺四寸)二本、小(三尺・三尺二寸)四本のうち一本であった。そして、寛加永は七五〇文であつ
た。なお、改めて酒造屋仲間規定書が作成されたのは文政九年(一八二八)であった(同五九)。

そして、醤油仲間には文政九年(一八二八)と天保二年(一八三二)の仲間規定議定書が残されている(近世Ⅱ六〇・
六二)。いずれも六軒で、うち上谷村に二軒、下谷村に二軒ある。文政九年の規定書は、六軒ともに他国へ販売
するほどの規模でないため、競合せざるをえない狭い販路で過当に対立しないように親睦をうたったものではあ
る。その背景には新規参入の動向があり、その影に脅かされていたためらしい。天保二年の規定書は、一致協力
して新規参入を阻むことを定めている。

この新規参入をもくろむのは、実は両谷村の者たちであった。そのことも影響したのか、天保二二年、両谷村

役人は代官の上谷村二人・下谷村二人の参入に対する諮問に対し、郡全体にとっても利益になると答えている。ただし、その理由は、米穀と違って大豆・小麦は大量に生産されており、地元原料を使用した醤油醸造が活発となれば、醤油値段を引き下げると同時に生産をさらに活発させるというものであった。醤油仲間はいわば内部での激しい競争にさらされつつあった。

女性・老人たちが 商人・職人の証文類は、谷村ではこれら株仲間を結成するような商いにとどまらず、多様なつきを得る場所 な商売が成り立っていたことを示している。そのひとつに、天保九年一月の中町田中屋源十から松木龍（柳）藏宛の請取証文がある（近世Ⅱ六七）。羽織の洗い張り代、洗濯代、襟直し、布団綿入れなどの代金を請取った旨が記されている。月日からみてこの代金は年の後半分で、銀四〇匁八分と銭二貫二〇二文、金に換算して一両と二〇〇文であった。同様の商売は田中屋のみではなく、年末詳六月の京屋喜右衛門からの請取証文も（同七五）、洗い張り代金である。九匁と二貫五〇〇文、銭に換算して三貫五十二文となっている。洗い張りや洗濯などが商売として成り立ち、しかも複数の営業を支えるだけの需要があったことがうかがえる。彼らの商売が成り立つことは、それらの品を引き受けて洗濯・洗い張りをし、賃金を稼ぐものたちがいたことでもある。文化三年（二八六）七月、折からの陣屋仕法替に反対する願書のなかに、谷村では、年老いて独り身となったものうち女は洗濯ものなどで賃金を稼いでいると記されている。仕法替は谷村の繁栄を損なうとの論法中に触れられているものであるが、人々を集める町場ゆえの商売であり、賃稼ぎであったといえよう。

また、年末詳一二月の白木屋万助からの証文がある（近世Ⅱ七七）。雲斎羽織地とあるから、美作国津山（岡山県）の雲斎が考案したと伝えられる厚手の綿布織物であろうか。その染め代、仕立て賃、金糸・銀糸での刺繍代などからなり、九三匁四分もかかっている。仕立てや刺繍などは谷村で行われたのであろうか、あるいは他地域

へ出されたのであろうか。幕末の嘉永四年（一七五）のことであるが、縁戚を頼りに甲府町から針仕事稼ぎに上谷村へ来住した女性がいる（同八八）。谷村においてかなりの針仕事の需要があったことをうかがえ、そのうちには谷村店からの請負仕事もあったと思われる。先の洗濯仕事にしろ、この針仕事にしろ、谷村という土地は、女性がたくさんか生計をたてていく条件をもっていたといえよう。

女性に限らず、老人もまたなんとか生活していける場所でもあった。寛政一〇年（一七九）の一札によれば（近世Ⅱ八四）、長生寺除け地、羽根子の老人二人はこれからの生計のため、道昌堀で往還を通る旅人を相手に草履・草鞋、また食物を商うことを考えている。そこを通過する交通量はうかがい知れないが、老人二人が暮らし得る賃稼ぎにはなるとの計算があったのであろう。さっそく、小屋を二軒建てて甘酒や小麦菓子を商い始めている。なお、この一札は、兩人が下谷村名主へは届け出ていたものの、長生寺からの正式の許可を得る前に行動を起こしたため、解決にあたって作成された史料である。

料理屋・風呂屋

この羽根子の老人二人は旅人相手の小屋掛け商売であったが、谷村には、料理屋と呼べる営業が成り立ったことにも触れておこう。天保十一年（一八四〇）の鈴木屋吉平から松木宛の勘定証文によれば（近世Ⅱ六八）、四月二五日から六月二一日にかけて、複数での会合なども含めて二〇回以上利用され、肴として刺身・塩焼き魚・鮎めなどをお供している。なお、料理屋も得意先としたであろう魚屋もあり、生鯛・ほうぼう・さよりなどを商っている（同七八）。

このほか、町場らしい商売に湯屋があった。年末詳の上谷村屋敷割絵図には（村絵図・付図）、新町東側、長安寺への道より五軒目（地番八七）に「湯屋」と記されている。宝永七年（一七三〇）の検地時の所持者は三左衛門で、地積は間口三間二尺・奥行一四間、一畝一七歩であった（西村光家文書）。営業内容を知る史料にはめぐまれ

ないが、幕末の御用留中にも湯屋は登場している。また、天保八年（一八三三）の幕府巡見使の宿泊民家間取り図（近世Ⅱ一八）には、それぞれ「湯殿」が見える。これは急ぎ建てられたものでなく、そしてさほど新奇なものでもなかったと思われる。嘉永三年（一八三〇）四月、地内の用水を清浄に保つため家ごとにゴミ溜めを設置することという順守請書で（同一九）、とりわけ、湯屋営業のものは用水へ風呂水を落としこまないように求められており、かつ、その二条目には、下水または居風呂水を落とすことも禁止されている。風呂を据えた町屋敷もかなりあったことがうかがえる。

村々の買 再び証文類に戻ると、年末詳酉一二月の梶屋権十郎からの証文がある（近世Ⅱ七四）。前年一二月い物場所 末から当酉年一年分の掛け売り代金残額の勘定書である。その品物は各種の紙と陶器類が中心で、塩・蝋燭、また、甲州特産の雨畑硯も見える。宛て名に松木御店とあり、その月ごとの品の数量からみても、これは自家消費でなく、松木が販売する品々として仕入れたものであろう。谷村の店が周辺村々への販路をどの程度握っていたか明らかにできないが、この一証文からも、谷村が流通上の一センターとなっていたことは確言できよう。

流通上の一センターというのは物資を配送するだけでなく、周辺の村々が物品を売り出しにくる場所であり、物資を調達する買い物場所でもあった。そのため時に、周辺の村々と軋轢を生じた。天保一三年（一八四二）九月に嘆願書が出されている（近世Ⅱ一七）。この嘆願書は幾つかの史料からなるが、冒頭の嘆願は、菅野熊井戸村・小野村・法能村・玉川村・戸沢村・与縄村の各名主、道志村組々総代、朝日曾雄・秋山二か村代兼の朝日馬場村名主の連印からなる。現都留市域東部から現秋山村・道志村にかけての地域村々による嘆願である。

彼らは嘆願書中、自分たちの生活場所は山附き辺鄙の場所であると規定し、そのため、山稼ぎの物品を谷村へ持ち出し、米・雑穀と交易することで生活していると述べている。訴状における常套表現を差し引いても、谷村を交易場所としていることは間違いないだろう。その彼らが主張している点の一つである。自分たちが売り出す品は安く買い叩かれ、対して、谷村売り出し品は高値に置かれていることの是正である。

物価引き下 実は、買い入れ品を安く叩くことは、いわば幕府のお墨付きを得ていたようなものであった。天保一の功罪 保一三年（一八四二）六月に、幕府からの諸職人賃銀引き下げ令に対する村請証文が残されている（森島芳彦家文書）。それは、大工・屋根葺替・桶屋・黒鍛・石工・杣一人について手間賃は銀一匁五分、左官は一人に付き一匁八分とし、畳一畳は縁つき六分、縁なし四分、水車稼ぎは米一俵に付き四分五厘、麦一俵に付き一分などと低く定めることで、農業雇い人や奉公人賃銀を押さえ、ひいては、商売上の買い入れ値段を低く押さえようとしたものである。幕府の考えでは、賃銀を押さえ、買い入れ値段を押さえれば物価は低下するとの見通しであった。しかし、事態は冒頭の嘆願書が述べる通りで、当初は売り出し値段の引き下げにはつながらなかったのである。

嘆願書には続いて、四日市場村・井倉村・田野倉村・小形山村・川茂村・古川戸村の現市域北部を加えた訴願が載せられている。これら村々の訴願は先といささか事情を異にしている。おそらく、谷村陣屋へ入った幕府代官が強力に働きかけたのであろう。谷村町の物価は低下していった。幕府の目的は一面達成された訳であるが、しかし、重要な点はこのような売価低下に依りて、周辺村々から谷村へ持ち込む品の買入れ値段がさらに低下したことであろう。幕府の強権的な物価引き下げ策は生産地を苦しめる結果となったのである。村々は、値段下落によって暮らしが差し支える状況となったため格別の御慈悲を願っているが、この御慈悲とは、つまり産地の売り出し値段、谷村の仕入れ値段の最低保証にはかならなかった。

この際の訴状には、別紙として黒八丈・美濃紙・富士紙・蠟燭などの売り出し値段と仕入れ値段が書き添えられている。この参考資料によれば、黒八丈一疋は仕入れ値段一両一分ぐらい↓売り出し値段一両三分六〇〇文、美濃紙一丈は一匁三分↓二匁、富士紙は銀七分五厘↓一四八文、下駄緒とも一束は三〇〇文ぐらい↓六〇〇文などと書かれている。これらの数値は、谷村は谷村なりに、周辺地域の中心地としての経済的論理で動いていた証でもある。

この嘆願書には、都留郡の上納換金産物である諸織物にも言及され続けており、冒頭の願書では、谷村諸商人・職人は談合によって、昨年よりも一疋について平均一分一朱くらいも買い叩いていと述べられている。しかし、絹織物についてみれば、他の品物と違って谷村は一地域生産市場に過ぎなかった。そのため、絹織物に関する谷村は、他品における谷村に対する周辺村々の地位も同様であった。最後に付されている訴願では、両谷村役人も加わり、谷村の織物売り出し値段、全国的には仕入れ値段の下落防止を嘆願している。

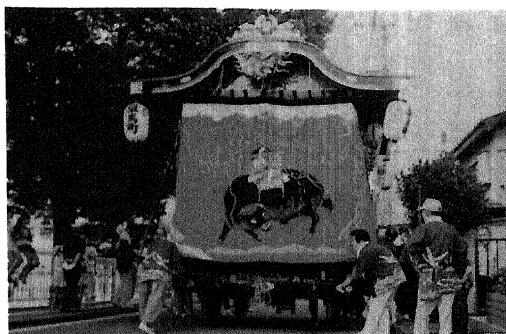
第三節 八朔祭と両谷村

八朔祭と両谷村

郡内三大祭りと呼ばれる八朔祭りは、江戸時代においても、四日市場村に鎮座する生田神社の祭礼ながら、町場としての谷村を彩る祭礼行事であり、多くの見物人を集めた。神輿の巡行に続き、附祭が祭礼を華々しく盛り上げたが、この附祭のうちに、下天神町が行う行列と、各町が揃いの衣装で曳き出す屋台とともに演じられる芸能があった。

年末詳の踊り小道具入用通が残されている（近世Ⅱ一〇八）。そこには、中町の若者連が購入した品々が記されている。真田紐、団扇や各種の笠などもあるが、中心は反物である。それも紅色に赤色、鬱金、つまり濃く鮮やかな黄色などと、華やかで目を引く色が購入されており、揃いの衣装のあでやかさがうかがえよう。

一方、行列はいわゆる大名行列で、現在も執行されている大名行列の原型にあたるものである。秋元氏が転封に際して行列道具を残し、さらに、足輕が手順や動作を教えこんだと伝承されている。また、屋台には華麗な幕が飾り付けられたが、そのうちの一つは葛飾北斎の筆になるとの伝承を持っている。行列の内容と現在にいたる変化について、また、飾り幕の図柄、屋台の構造、それぞれの保存や補修状況については研究に譲り（『郡内研究』三号）、ここでは、次の点のみ確認しておきたい。まず、行列の創始年代は未詳ながらも、恐らくは享保年間（一七二〇〜一七三六）をさかのぼらないと考えられている。そして、曳き屋台は行列よりも遅れて登場し、やがて飾り幕なども作成されていき、文化年間（一八〇四〜一八一七）までには、各町の屋台いずれもが体裁を整えたと推測されてい



早馬町の屋台と後幕

る。

谷村が参加した生田神社祭礼であるが、本来、生田神社は町場・谷村全域の産土神ではなかった。氏子は下谷村を中心とし、新しく成立した町を加えても、町場では中町・下町、そして下天神町・早馬町・新町の産土神であった。行列や曳き屋台の推測成立年代から考えると、町々が谷村としてともに参加する祭礼はかつてなく、城下町時期はそれでも済んでいたであろう。しかし、秋元氏転封以降時を経るにつれ、谷村が一つになる行事が必要とされ、附祭が創始されていったことがうかがえる。そして、氏子でない町々も、客町という形ながらも、谷村としての一体感を求めて祭礼に参加したのである。

附祭り執行 各町の附祭が盛んとなるにつれ、生田神社が鎮座する四への手続き 日市場村との間で、また、町と町の間で輿轎を生じたため、執行手順や費用分担をめぐってさまざまな取り決めがなされた。そ

のつに、幕末に作成された生田神社祭礼定式帳があり（近世Ⅱ一〇六）、そのなかに、嘉永二年（一八四九）の成立と思われる祭礼定式が含まれている。この祭礼定式帳により、執行にいたる手続きを見てみよう。

八朔祭りの準備は七月七日に始まる。この日は、上町・上天神町を氏子とする金山大権現の祭礼の日である。この祭礼へ、生田神社氏子の下天神町・早馬町・新町・中町・下町も、当番世話役の差配をうけ、輿・高張り提灯・警護人を出して参加した。金山大権現の祭りも、町場谷村としての祭りと捉えられていたともいえよう。さ

て、神輿巡行終了後、主催者二町の世話役は五町の世話役を西願寺太子堂へ案内し、同所で、二町の立ち会いのもとで、八朔祭りについての評議が行われた。

このときの議題は、各町の屋台狂言が事情によって休みとすることが許容とされていたため、その第一次表明と調整であったと思われる。附祭を休むときは、客町と同様に輿と警固人を出すこととされていた。ただし、すでに下天神町による行列のみは、残り四町が助け合い金を出してでも執行することになっていた。それは「神輿敬式」のためと理由づけられているが、ともかく、行列が附祭の中心と考えられていた証であろう。

四日市場村も、この行列の存在を無視できなくなっていたらしい。古くは、行列は横町の陣門に勢揃いして大手へと進んだが、このころには、四日市場村内まで入ることとされていた。そこで、行列はまず赤坂まで下り、同所で打たれる鉄砲を合図に、上下姿の四日市場村役人が出迎えるという形式が取られていた。

さて、七月七日の協議後の一六日に、氏子の五町が各町内で評議。翌一七日に、年番総行司・世話役のもと、各町当番世話役が会合。その年の谷村側の祭礼の規模は、これらの手続きを経て最終決定されることになっていた。そして同日中に、この最終決定は四日市場村の当番世話役会所へ届けられた。このとき、下谷村枝郷のうち新井は、最終評議の結果を通知され、誘い合わせのうえで四日市場村へ出掛けた。対して、姥沢・深田は四日市場側との決議の帰路に届けられた。新井は附祭として神楽を奉納するのに対して、姥沢・深田は客町と同様に輿警固の参加であったためであろうか。また、古川渡村のうち中島・前ヶ久保へは四日市場側から通知した。なお、四日市場村への届け役は四町が中心で、必ず行列を出す下天神町は、その負担を軽減するため、四町で代兼して免除することとされていた。また、新井の誘い、姥沢・深田への通知は、下谷村枝郷であるため中町・下町が担当した。

神輿巡行を 谷村側の協議が届けられても、神輿を氏子圈へ巡行させるかどうかは、鎮座地の四日市場村に決めぐって 定権があった。本来は儀礼的なものであったのであろうが、次第に、四日市場村は返答を渡るようになったらしい。近年は、谷村世話役がやって来てから評議を開き、何度も足を運ばせ、そのうえいろいろと事が巧くは運ばないようなことをいうようになったと、生出神社祭礼定式帳に記されている。この祭礼定式帳は谷村の年番総行司が作成したものであるから、これは、あくまでも谷村側の言い分である。ただし、谷村側附祭の隆盛からか、経済的事情からか、主催者の地位が四日市場村との間で主客転倒しがちとなり、ために、四日市場側との間ときに軋轢を生じたりすることがうかがえよう。

祭礼定式帳に天保一〇年（一八五九）の請書が写し取られている。四日市場村と両谷村から時の幕府代官江川太郎左衛門へ差し出されたもので、江川が時節柄華美風俗の矯正を求めたことが一要因であろう。その二条目で、格別の行列を除いて他の附祭は休み、警固にて供奉することと取り決められている。重要なのは一条目であろう。神輿は年柄にかかわらず巡行することが仕来りで、当年も巡行すること。もし、四日市場村で差し支えがあったときは、谷村氏子が神輿担ぎ人夫を出して執行することが取り決められている。

祭礼定式帳は他の箇所でも、この一条目について、以来は豊凶にかかわらず神輿巡行と述べている。四日市場側の余儀なき差し支えとは、多くの場合、経済的事情によると推測される。実は、先の天保一〇年の請書中二条目には付則として、屋台は代官へ伺いのうえ沙汰によって差し出すとあり、谷村側は附祭の一部でも執行したいとの態度を示していた。不況時にも町場谷村が附祭を行うこと、とくに、人夫を出して神輿を巡行させることは、また新たな葛藤を生じさせたように思われる。

天保一四年（一八四三）、中町警固若者と四日市場神楽付き若者の喧嘩をきっかけに、これまでも争いが度々あった迷惑していると谷村が告訴している（近世Ⅱ一〇四）。祭礼定式帳にも、神輿が四日市場宿尻で巡り、新井の神楽、四日市場の神楽と行き違うときに口論が度々起こるため、注意することと述べられている。喧嘩自体は気分の高揚のなかで生じるものであろうが、底流には葛藤があり、引き金となったように思われる。祭礼定式帳には、この天保一四年の喧嘩一件が書き移されており、改めて、天保一〇年と同様に、四日市場村が差し支えの際には、他の氏子が人夫を出して神輿巡行するとの議定が取り交わされたこととある。

両者の争いは、弘化四年（一八四三）三月の大霜害による桑枯れを契機に再び生じた。祭礼定式帳の記載によれば、四日市場側の主張は、谷村から助け金として二両を出して神輿巡行を行うことであった。谷村側の行為を経済的援助にのみとどめ、神輿を自分たちで担ぎ、巡行の主導権を確保しようとしたと思われる。対して、谷村側はのちの例になることを嫌い、あくまでもこの度だけとの確約を取ろうとしている。助け金が出されたかどうか未詳であるが、神輿巡行は今までの議定通りに執行されている。

新町の祭り負 軋轢は谷村氏子町々の間にも生じていた。具体的な事例は知り得ないが、祭礼定式帳のなかに担取り決め「惣行司入用五町割りに成べく分」との取り決め一項目があることが、その証であろう。この項目によれば、対象は御飯屋・御飯屋盛砂ほか入用、幕府陣屋からの出役および神主への弁当賄い入用、総行司へ五町立ち会いの入用である。このほか、神主挟み箱へ入れる謝金（一分ずつ）、四日市場宮神前へ供えるお神酒代（一朱ずつ）、出役の帰還の際の夜食代は、下天神町を除く四町割りとされていた。

祭礼における各町の負担の一端については、新町の安永八年（一七九七）の氏神祭礼掟改帳にうかがうことができる（近世Ⅱ一〇五）。全二〇条からなる。うち四〜七条は、生出神社祭礼時の御飯屋に関するもので、御飯屋は両谷村が各自の負担で隔年に建てること、その修復や関係諸入用は毎年両谷村氏子へ割りかけることとされてい

表2-11 新町の祭り組小間口

〔一番組〕	
西	4間 4間半 4間 6間半 6間 (5軒計25間)
東	5間 3間半 4間 6間半 3間 4間半 3間 3間 3間 (9軒計35間半)
総計60間半 銀36匁3分	
〔二番組〕 (3間は東側分へ入る)	
西	3間 5間 7間半 6間 6間 6間半 (削除記載の2間半ママカ) (6軒計34間-33間半カ)
東	6間 9間 4間 5間 4間 4間 (6軒計32間 3間プラスで35間カ)
総計68間半 銀41匁6分	
〔三番組〕	
西	7間半 7間半 12間半 4間半 3間 (5軒計35間)
東	6間半 4間 3間半 4間 3間半 3間 (6軒計24間半)
総計59間半 銀35匁7分	
〔四番組〕	
西	4間 4間 4間 2間 3間 4間 4間 (7軒計25間)
東	4間半 6間 6間半 2間2尺 4間 4間 (削除記載の2間半ママカ) (6軒計27間2尺-27間半カ)
総計52間半 銀31匁5分	

る。この隔年建設の際、上谷村では、まず上天神町が行列執行のためか除かれており、さらに六条目によれば、早馬町は道祖神・天王祭の御旅所の世話を引き受けていたため、新町のみで担当することになっている。

その新町内部での負担をめぐることは、前年の安永七年に改定が計られている。そのため、この帳面が作成された訳である。日待での人別負担はこれまで通りであり、舞台建設やその他の世話も変わっていないようであるから、負担の変更は八・九・一九条からうかがえる三点であろう。負担は人別ごとと小間口ごとに賦課されたが、一点目は、人別ごとの負担が六〇文から銀六分とされたことである。この年前後の谷村周辺の銭相場が未詳であるから、残念ながら、銀六〇文から銀六分への変更がどの程度の額の変更なのかは知れない。ただし、理由に銭相場の下直が上げられており、銭から銀表示への変更は十分な歳入を確保するものであったと思われる。この銀での負担額表示への全面変更が二点目である。三点目は、小間口一間ごとの負担額も銀六分とされたため、町屋ごとの間口、町内で四組に分けられていた組ごとの総間口が改定されたことである。

改定間口は史料の後半部に付されている。往還の西側・東側に分け、一〇四組ごとに記されており、改めて表示したのが表二―一である。(一)内は史料中の数値の実際の計算であり、総計は史料に記される数字である。一節で触れた「上谷村町屋敷検地水帳写」中の新町相当部分とは間口が異なっており、改定しなければならなかったことをうかがわせる。総数は、実数は計算次第で異なるが、西側では総計一一八間半と記され軒数二三、東側では総計一二三間半と記され軒数二七とある。なお、家数を水帳写や屋敷割図と比べると、西側の家数は変わらないが、東側は多い。ともかく、小間口負担のみで銀一四五匁余に上った。

この額に人別負担も加わった訳であるが、祭礼入用はそれだけでは賄いきれていなかったらしい。中町の安政二年(一八五五)の祭礼諸色出入帳によれば(近世Ⅱ一〇七)、一三人分とか、九人分とかの差し廻し集め高、つまり

人別負担の徴収のほかに、その時々のお金にに応じて、個人ごとの差し廻し金が入金されており、個人、おそらく有力商職人層へ奉加帳がまわったことがうかがえる。

谷村城下におけ この八朔祭には、先の祭礼定式帳によれば下谷村の町場以外の各地区も何らかの形で参加する長生寺の位置 ている。ただし、そこに名前が出てこないのが羽根子である。この羽根子の存在については、まずは長生寺という存在から触れておく必要がある。



長生寺（羽根子）

曹洞宗大儀山長生禪寺は、宝永三年（一七六六）に柳沢氏へ提出された由緒書によれば（近世Ⅰ三九〇）、文明元年（一八六九）に鷹岳宗俊和尚を開山として開かれ、永正八年（一五二一）に小山田氏の手で再興されて初開基とし、のちの鳥居元忠を中興開基とする。その位置は城郭の鬼門鎮護にあたり、代々の甲斐国主・都留郡主から寄進、安堵を受けて来た。このほかにも、慶長四年（一五九七）に、浅野氏重は長生寺客殿の屋根吹き替えにおいて郡内上下へ軒別で資合力を命じ（同一七）、また年未詳であるが、秋元氏は長生寺惣堂への放火傷害事件にあたり、不審者、山内での鳥突き・鉄砲打ちのものなどの谷村への注進のほか、中津森村・金井村・大幡村など長生寺山続き近隣村での警戒を申し渡している（同五四）。他寺院とは格別視されていたことがうかがえる。

江戸時代、寺請制に基づく人別把握策とはほぼ軌を一にして宗教統制の面から本末制度が整えられるが、長生寺は開山が八代郡中山村広敷寺から入院したことと同寺末とされた。同時に、都留郡二三か寺のほか巨摩郡武川筋・相模愛甲郡（神奈川県）などで計二八か寺を末寺としていた。また、この末寺のうちのある寺院を本寺とする寺院、又末寺も一〇か寺あった。

長生寺は大寺であり、先の宝永三年（一七六六）の由緒書によれば、秋元氏まで代々認められて来た寺領は三五石余に及び、その地域に住む家数は六七軒を数えていた。この寺領が羽根子で、住居するものたちは寺を領主とする門前百姓として扱われた。そのため、人別帳ほか諸帳面はまず寺へ差し出すことが基本とされ、役儀を取り仕切る役人の就任・退任も寺の認可を得ることとされ、都留郡領主、または幕府へは寺を介しての関係となっていた。

門前の下谷村 寺領の村は多くの例があるが、羽根子がそれらと異なっていたのは、「下谷村寛帳」の記載が枝郷化運動 らもうかがえるように（西村光家文書）、領主秋元氏の寛文検地で、この高三五石余・反別五町三反七畝余が下谷村の一部として丈量されたことである。行政的には一村として扱われず、下谷村内の一区域とされたことである。下谷村ないの一区域ながら他と異なる支配にあることは、羽根子の人々にとって大きな矛盾であった。

羽根子の人々の行動がいつから始まったか、残念ながら知り得ないが、はやくは明和九年（一七七二）の幕府寺社奉行宛長生寺・門前の請証文が残っている（近世Ⅱ一〇九）。この請証文によれば、長生寺は幕府へ、代々の領主より認められてきた領域を寺領として認可されることを求めたらしい。寺領ならば、とりあえず、羽根子は長生寺領羽根子村となる。しかし、これまでに朱印状を発給していない以上、幕府が寺領として認めるはずはなく、同区域は長生寺の除け地とされた。そのため、長生寺の裁判権は否定され幕府代官に属することとされた。ただ

し、幕府はこれまでの身分関係を変更するつもりもなく、人別帳などは従来通り門前百姓の肩書で寺院系列で差し出すことと決定されている。

羽根子の人々の活動はさらに続けられていった。羽根子の地は寺領でなく、除け地とされたことは大きな成果であった。除け地ならば、つまり羽根子は大きくは下谷村の一字であり、一字であるならば、下谷村の村政へ参加する権利を有していることになるからである。活動の目標は、下谷村役人の入札に確固たる権利を確保し、それを踏まえて、諸帳面に下谷村字羽根子と認め、ひいては下谷村の枝郷として認可されることであった。それは時として、下谷村内の村役をめぐる運動とも連動するものであった。文化二年（一八〇五）には、入札結果への下谷村内の反対運動に端を発した争論裁許で、下谷村名主役の入札へ参加する権利を幕府より確認されている（近世Ⅱ一一一）。

やがて、羽根子の人々の活動は七年ごとに作成される人別帳の肩書にしばらく続いていったらしい。弘化三年（一八四六）には、認める肩書をめぐって人別帳の差し出しが滞る事態を生じている（近世Ⅱ一一二・一一三）。羽根子側の主張は下谷村字羽根子長生寺門前であり、長生寺側の主張は下谷村長生寺門前字羽根子であった。長生寺は羽根子が門前の名目を抜けたがっていることは重々承知していた。そのため、古刹の歴史と面目をかけて、長生寺門前の後に字羽根子の語を認めることが精一杯の譲歩であった。羽根子もまた、最後に長生寺門前の語を付け加えることが精一杯の譲歩であった。

この時点での争論の結果は知れない。ただし、いずれであったにしろ、明治維新という政治変動に伴う行政変革が待ち受けていた。